

# 先行自治体の宿泊税制度内容

令和8年1月14日(水)  
岡山市宿泊税等検討委員会

# 先行自治体の制度内容

- 導入目的 . . . P. 1
- 使途例 . . . P. 2
- 課税客体等 . . . P. 3
- 税率等 . . . P. 4
- 制度の見直しについて . . . P. 5
- 特別徴収義務者に対する助成 . . . P. 6
- 入湯税 . . . P. 7

# 導入目的

※各自治体HPより抜粋

自治体名	施行(予定)日	目的
福岡市	R2.4.1	福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「MICE都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てること
北九州市	R2.4.1	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てること
長崎市	R5.4.1	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
松江市	R7.12.1	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる
仙台市	R8.1.13	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てること
札幌市	R8.4.1	国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
函館市	R8.4.1	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
旭川市	R8.4.1	誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てる
岐阜市	R8.4.1	市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の観光経済を持続的に発展させていくための費用に充てる
熊本市	R8.7.1	観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光振興に積極的、かつ、継続的に取り組むための安定的な財源確保のため

- 全ての自治体で「観光資源の魅力向上」「持続可能な観光振興」「受入環境充実」の3つの視点をういた導入目的が設定されている。

# 使途例

※各自治体HPより抜粋

施策項目	事業例	自治体名
観光資源の発掘・磨き上げ	地下空間の緑化	福岡市
	博多旧市街プロジェクト	福岡市
	福岡城・鴻臚館における観光振興事業	福岡市
	夜の文化・エンタメ集客事業	福岡市
	小倉城周辺歴史文化観光磨き上げ	北九州市
	食・観光高付加価値化事業費	長崎市
受入態勢の整備	公衆トイレ環境の向上	福岡市
	宿泊事業者受入環境充実の支援	福岡市
	観光案内機能強化	北九州市
	北九州空港アクセス推進	北九州市
	路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援	長崎市
	観光産業人材育成事業費	長崎市
誘客の促進	広域連携誘客事業	福岡市
	修学旅行による都市圏周遊の推進	福岡市
	国内を代表するMICE拠点の形成	福岡市
	海外ウェブサイトを活用した戦略的インバウンド誘致	北九州市
	MICE開催助成	北九州市
	インバウンド誘致広域連携事業費	長崎市
持続可能な観光地づくり	持続可能な観光振興の検討	福岡市
	観光交流基金積立金	長崎市
都市基盤整備	歴史・文化に配慮した道づくり	福岡市
	北九州空港新規路線就航促進	北九州市
観光情報の発信	デジタルマーケティング情報発信	福岡市
	メディアを活用した北九州観光PR展開	北九州市

# 課税客体等

自治体名	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ※北九州市は特区民泊も対象としている									
課税標準	上記施設への 宿泊数 <span style="float: right;">※課税標準：納税額を算出する際に必要な基本的な数値</span>									
納税義務者	上記施設への 宿泊者									
徴収方法	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が納税義務者から徴収し、納入する。									

# 税率等

導入自治体	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
施行日	R2. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 4. 1	R7. 12. 1	R8. 1. 13	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R8. 7. 1
宿泊料金 (1人1泊)	～4,999円	200円 (うち県税50円)	100円	—	—	200円	100円	200円	200円	200円
	5,000円～5,999円			200円 (うち県税50円)						
	6,000円～9,999円				500円 (うち県税50円)		500円			
	10,000円～19,999円	200円	200円	200円						
	20,000円～49,999円				500円	500円	2,000円			
	50,000円～99,999円	500円	500円	2,000円						
	100,000円～				500円	500円	2,000円			
免税点	—	—	—	1人1泊5,000円未 満の宿泊者				宿泊料金が 1人1泊 6,000円未満の 宿泊	—	—
課税免除	—	—	修学旅行その他の 行事に参加してい る者のほか、市長 が必要と認める者	修学旅行等の参加 者(引率者も含む)	・修学旅行等参加 者(引率者を含む) ・認定こども園、 保育所等の行事の 参加者(引率者を 含む)	同左	同左	同左	・修学旅行等の 参加者(引率者 も含む) ・年齢12歳に達 する日以後の最 初の3月31日ま での間にある者	—
収入見込額(平年度)	約18.2億円	約3億円	約4.4億円	約3.3億円	約10.2億円	約27.3億円	約3.9億円	約3.8億円	約1.4億円	約7億円

- 政令市・中核市については、すべての自治体で定額制を採用している。
- 税額は定額200円が主流であるが、宿泊料金によって税額を段階的に分けている自治体もある。
- 一定の料金以下を免除する免税点は、設定しない自治体が多い。
- 「修学旅行等の参加者」等への課税を免除している自治体もある。

# 制度の見直しについて

総務省通知（平成15年11月11日 総税企第179号）

『法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について』

法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

➡ 条例施行後、一定期間をおいて制度の見直しを図ることが必要とされている。

課税（条例施行期間）	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市
	3年 （その後は5年）	3年 （その後は5年）	3年	3年 （その後は5年）	3年 （その後は5年）
	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
	5年	5年	5年	3年	2年 （その後は5年）

- 3年または5年ごとに制度を見直すこととする自治体が多い。

# 特別徴収義務者に対する助成

## ① 特別徴収事務交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収事務に要する経費の一部を補助するもの

自治体名	特別徴収事務交付金		
	名称	基準・交付率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円
北九州市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円
長崎市	宿泊税特別徴収事務報償金	2.5%	50万円
松江市	特別徴収事務交付金	2.5%(特例あり)	—
	(仮称)宿泊税制度普及促進補助金 (制度導入後3年)	同上	—
仙台市	特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—
札幌市	宿泊税特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—
旭川市	—	—	—
函館市	宿泊税特別徴収義務者交付金	5%(特例あり)	—
岐阜市	特別徴収義務者交付金	2.5%	—
熊本市	特別徴収事務交付金	4%(特例あり)	—

- 基本交付率を2.5%とし、課税開始から5年以内は0.5%を上乗せする特例を設けている自治体が多い。また、電子申告の場合に上乗せするなどの特例を設けている自治体もある。

## ② 宿泊税システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減を図るため、宿泊税の課税開始日までに、既存のレジシステムの改修等に要する経費に対して補助するもの

自治体名	宿泊税システム整備費等補助金		
	名称	補助率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	—	—	—
北九州市	—	—	—
長崎市	長崎市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
松江市	松江市宿泊税レジシステム改修等補助金	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア購入のみの場合は25万円
仙台市	仙台市宿泊税レジシステム改修補助金	10/10	150万円
札幌市	札幌市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
旭川市	旭川市宿泊税システム整備費補助事業	1/2	50万円
函館市	函館市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
岐阜市	—	—	—
熊本市	熊本市宿泊税レジシステム等整備費補助金	50万円まで10/10 超える部分は1/2	100万円

- 多くの自治体がシステム改修等に要する経費に対する補助制度を設けている。
- 補助率を1/2、上限額を50万円としている自治体が多い。

# 入湯税

## ○概要

課税客体 (納税義務者)	鉱泉浴場における入湯行為 (入湯客)				
税率 (岡山市の場合)	宿泊 入湯客一人1日につき 150円 日帰り 入湯客一人1日につき 70円				
徴収方法	特別徴収・・・鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者となって、入浴客から入湯税を徴収し、市に納付				
用途	環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興 (観光施設整備を含む) に要する費用				
〔参考〕 岡山市の税収		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	入湯人員 (人)	154,286	237,578	297,578	337,017
	入湯税収入額 (千円)	11,234	19,824	27,144	30,341

- 入湯税の超過課税として税収を確保することもできるが、課税の対象が限定されるため、税収規模の確保が困難